

国際競争力の強化と物流の効率化・グリーン化

(1) 外貿埠頭公社の民営化に伴う税制上の所要の措置及び外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の延長

外貿埠頭公社の民営化に伴う税制上の特例措置（創設）

コンテナ埠頭の管理運営の効率化を図り、我が国港湾の国際競争力を向上させるため、外貿埠頭公社が株式会社に移行する際の登録免許税、不動産取得税の軽減を図るとともに、株式会社移行後の外貿コンテナ埠頭の貸付料を低廉化するために必要な税制上の特例措置を創設する。

(公社から新株式会社への不動産の移転)

登録免許税 : 8 / 1000 (当初 2 年間) 15 / 1000 (その後 1 年間)
不動産取得税 : 非課税

(公社から新株式会社が承継したコンテナ埠頭)

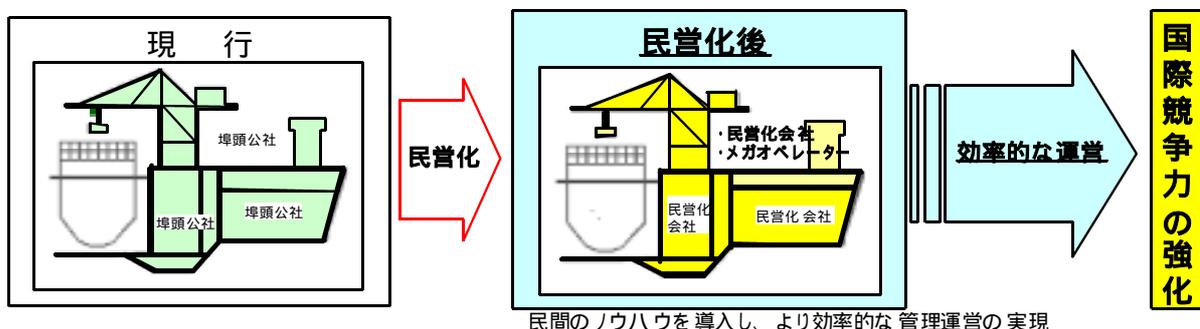
固定資産税・都市計画税 : (承継後10年間、以下の措置を講ずる。)

旧外貿埠頭公団から外貿埠頭公社が承継したコンテナ埠頭

課税標準 3 / 5

外貿埠頭公社が解散までに取得したコンテナ埠頭 (を除く)

課税標準 1 / 2



外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置（延長）

固定資産税・都市計画税：

外貿埠頭公社に係る現行の特例措置について、新たに取得する資産については課税標準を 1 / 2 とした上で 2 年延長する。

(現行の特例措置：旧外貿埠頭公団から承継した一定のコンテナ埠頭の課税標準は 3 / 5、外貿埠頭公社が平成10年 3 月31日までに取得した一定のコンテナ埠頭（旧公団からの承継分は除く）の課税標準は 1 / 2、平成10年 4 月1日から平成18年 3 月31日までに取得した大規模コンテナ埠頭の課税標準は、当初10年間 1 / 5、その後は 1 / 2)

(2) 航空機の特別償却制度の見直し

制度の対象を140 t以上の航空機から、交通バリアフリー設備を整備した60席以上の航空機に改めるとともに、現行の航空機単独の制度を廃止し、交通バリアフリー設備の整備促進のための特別償却制度の対象に航空機を追加する。

法人税 基準取得価額（取得価額の20%相当額）の20%を特別償却

交通バリアフリー設備の例



可動式ひじ掛け座席



障害者用トイレ

バリアフリー対応の新型航空機の例



(3) 国内線航空機に係る特例措置の延長

国際的なコスト競争が進展する中、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、国内線航空機に係る特例措置を2年延長する。

固定資産税：課税標準	130 t 以上	当初3年間 2 / 3
	130 t 未満	当初3年間 1 / 2

(4) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者の設備投資を促進するため、経済対策として措置されている中小企業者が機械等を取得した場合の所得税、法人税に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

所得税・法人税：特別償却30%又は税額控除7%

〔対象設備：トラック車両、内航貨物船（取得価額の75%）、機械装置、電子計算機等及び一定のソフトウェア〕

中小企業の設備投資増強に向け2年延長

- ・ トラック事業等の経営は、原油価格の高騰等により、依然として厳しい状況
- ・ 自動車NOx・PM法に基づく大量のトラック車両代替が必要
- ・ 老朽船の割合が5割超となっており、安全性、経済効率性、環境負荷低減に資する船舶への代替が必要

トラック車両等の購入促進



- ・ 新車需要の発生により、幅広い関連業界への経済波及効果
- ・ 老朽トラック車両を新車に買い換えることにより、物流サービスの改善、交通事故防止・環境保全に大きく寄与
- ・ 老朽船の代替建造を通じて内航貨物輸送の効率化に大きく寄与